

IFRS News

October 2011

special edition

「公正価値についてはIFRSで広範囲にわたって取り上げられており、IASBIによる20以上の基準で容認または要求されています。しかし、報告される資産および負債の多くは公表市場価格を有していないため、公正価値を見積る必要があります。公正価値は広く使用されているにもかかわらず、公正価値の見積りに関するIFRSのガイダンスは一貫性がなく、整合していませんでした。IFRS第13号は、こうした問題に対処するため、ほとんどすべての公正価値見積り（注記開示されるのみの公正価値を含む）に対して適用される単一かつより包括的なガイダンスを提供するものです。公正価値見積りのために使用される評価技法および仮定については、IFRS第13号の公表により、企業は見直しを行う必要があります。特に、非金融資産に関しては、企業は使用している評価方法を改善する必要性を認めるかもしれません。しかし、IFRS第13号によって、実際に公正価値の額が大幅に変わるのでしょうか。多くの場合、その答えは否であります。それは、新しいガイダンスは大部分が一般的な評価の慣行に沿うことを意図しているためです。ただし、どのような影響があるかは、最終的には公正価値を測定する項目および現在使用している方法に左右されます。例えば、企業が大量に保有している株式を評価する際に、現在の方法では「大量保有要因」による調整を含めている場合には、IFRS第13号の影響を受けることとなります。評価ガイダンスの影響をさほど受けない企業でも、IFRS第13号により拡充された開示を要求されるという影響を受ける可能性は高いでしょう。」

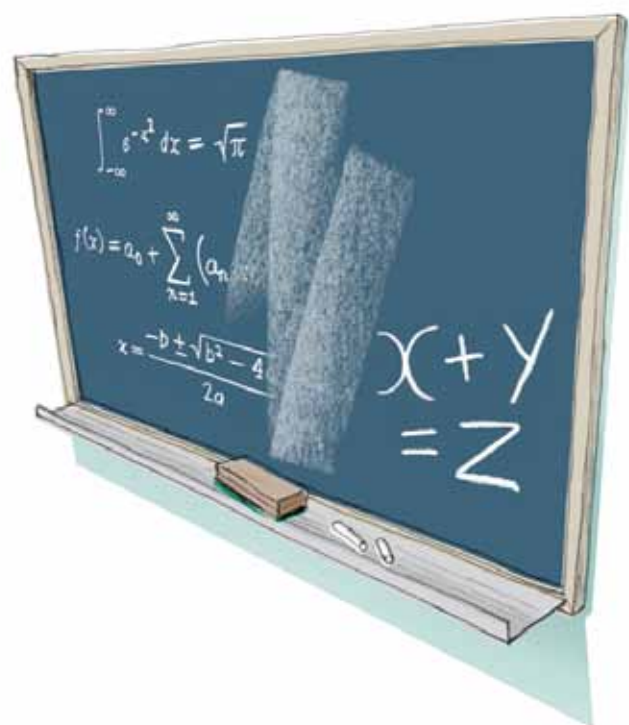
Andrew Watchman
IFRSエグゼクティブ・ディレクター (GTI)

IFRS第13号「公正価値測定」

IASBは、IFRS第13号「公正価値測定」(「本基準」)を公表しました。本基準では、以下の事項を表明しています。

- 公正価値というものの明確な定義を示し、(ほとんど)すべての公正価値測定に対して単一の規定を導入することで、公正価値の測定方法を明らかにする。
- 市場が活発でなくなった場合の公正価値の測定方法を明確にする。
- 拡充された開示によって透明性を向上させる。

IFRS第13号は金融商品および非金融商品の双方に適用されますが、何が公正価値によって測定されるべきかについては、取り扱うことも、変更することもしていません。



IFRS第13号「公正価値測定」の概要

IFRS第13号は新しい公正価値の定義を示し、そして、IFRSに基づく財務諸表で使用される(ほとんど)すべての公正価値測定に関して単一のガイダンスを提供しています。本基準が公表される前は、公正価値に関するガイダンスはさまざまなIFRSの中に分散していました。それらの基準の中には、極めて限定的なガイダンスが述べられているものもあれば、広範囲にわたるガイダンスが盛り込まれているものもあり、内容も必ずしも整合しているわけではありませんでした。

下表は、新基準の主な規定の概要を説明しています。

IFRS第13号の規定の概要

規定	内容
範囲	<ul style="list-style-type: none">すべての公正価値および「公正価値に基づく」測定(IFRS第2号とIAS第17号は除く)について取り扱っている金融商品および非金融商品の項目の両方を取り扱っている注記で開示することのみが求められている公正価値についても扱っている
公正価値の定義	<ul style="list-style-type: none">出口価格に基づくアプローチ市場参加者を重視する企業固有の要素を排除する取引価格または入口価格は、公正価値を必ずしも表していない可能性がある(例えば、関連当事者が関与しているか、または取引が強制的に行われる場合)
公正価値測定のためのアプローチ	<ul style="list-style-type: none">取引は主要な(または最も有利な)市場で行われると仮定する非金融資産に関して、資産の最有効使用を想定する負債に関して活発な市場が存在しない場合、負債の公正価値を測定するためのガイダンスを提供しているプレミアムおよびディスカウントに関する調整は、会計単位と整合させる必要があり、大量保有要因については反映させるべきではない
評価技法	<ul style="list-style-type: none">企業は適合する観察可能なインプットを最大限に使用し、観察不能なインプットの使用を最小限に抑えるよう求められる3つのレベルからなる公正価値ヒエラルキーでは、活発な市場における公表価格に最も高い優先順位が付けられ、観察不能なインプット(レベル3のインプット)に最も低い優先順位が付けられている
開示	<ul style="list-style-type: none">公正価値ヒエラルキーの開示は、金融商品および非金融商品の項目、ならびに公正価値で測定されていないが公正価値が注記開示される項目に対しても求められるレベル3の公正価値測定において、開示規定の重要性はレベル1、レベル2よりいっそう増大する
適用日	<ul style="list-style-type: none">2013年1月1日以降開始する事業年度早期適用が容認されている将来に向かった適用

基準の範囲

IFRS第13号は、他のIFRSが財務諸表本体または注記のいずれかで公正価値測定を要求または容認する(「公正価値に基づく」測定を含む)場合に適用されます。つまり、本基準は何を公正価値で測定すべきかではなく、どのように測定するのかについて説明しています。

一見すると、本基準によって影響を受ける企業は、さほど多くないように思われます。しかし、実際のところ、公正価値測定は当初の認識よりも、IFRSにおいてかなり広範囲にわたり取り上げられています。下表は、公正価値測定を要求または容認している多くの基準のうちの一部を示しています。

また、財務諸表本体において公正価値で測定される項目に加えて、開示のみを目的として公正価値が評価される項目に対してもIFRS第13号は適用されます。例としては、IFRS第7号「金融資産：開示」における公正価値の開示規定およびIAS第40号「投資不動産」における原価モデルを採用する場合の公正価値の開示規定が挙げられます。

ただし、IFRS第13号は以下の項目には適用されません。

- ・ IFRS第2号「株式報酬」またはIAS第17号「リース」が適用される取引
- ・ 公正価値と類似している部分を有するものの公正価値ではない測定(例えば、IAS第2号「棚卸資産」における正味実現可能価額およびIAS第36号「資産の減損」における使用価値)

IFRS第13号が適用される公正価値測定の例

IFRS	要求されている	容認されている	詳細
IFRS第3号	✓		・ 譲渡対価および取得したほとんどの資産・負債の取得日における公正価値
IFRS第5号	✓		・ 売却目的で保有する非流動資産および処分グループに関する売却費用控除後の公正価値の使用
IAS第16号		✓	・ 有形固定資産を公正価値で再評価する選択肢
IAS第19号	✓		・ 確定給付制度資産を公正価値で測定
IAS第27号、第28号および第31号		✓	・ 子会社、関連会社または共同支配企業に対する投資を公正価値で測定する選択肢
IAS第36号	✓		・ 回収可能価額を見積る必要がある場合に、売却費用控除後の公正価値*の使用
IAS第38号	✓		・ 無形資産を再評価する選択肢(限られた状況において)
IAS第39号	✓	✓	・ 金融商品の種類に応じた公正価値の使用
IAS第40号	✓		・ 投資不動産を公正価値で評価する選択肢
IAS第41号	✓		・ 生物資産および農産物を公正価値で測定

*売却費用控除後の公正価値は「公正価値に基づく」測定の一例である

コンバージェンス

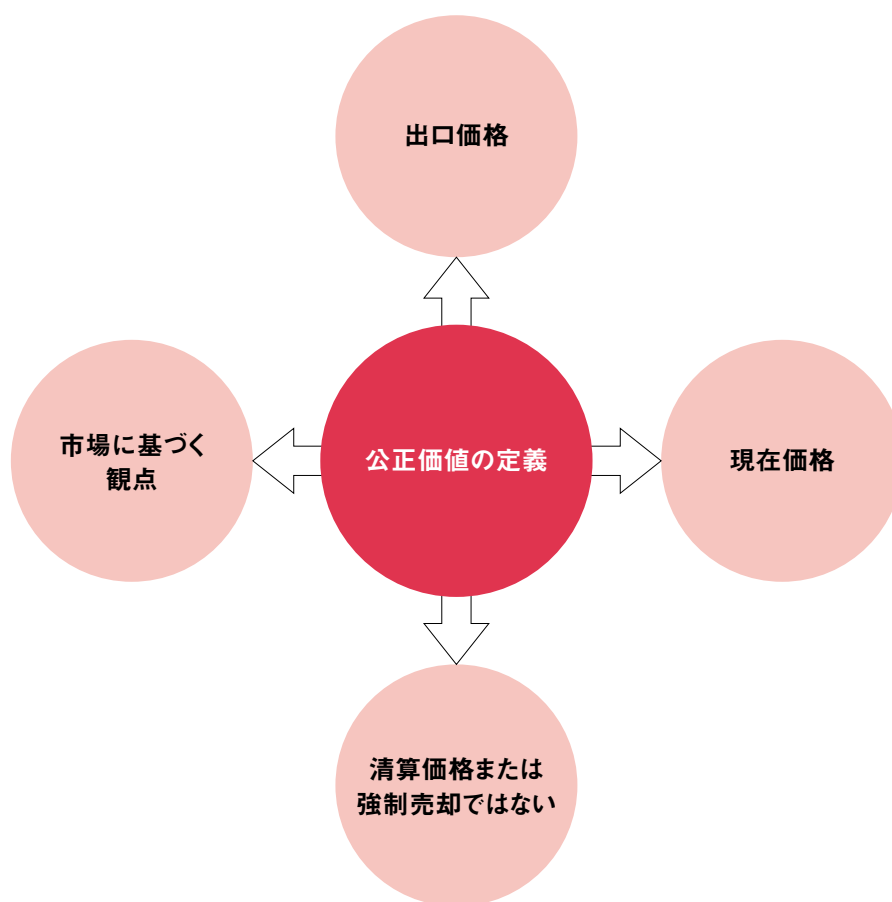
IFRS第13号は、IASBが米国財務会計基準審議会 (FASB) とともに進めているコンバージェンス・プロジェクトの最大の成果といえます。本基準の公表によって、両審議会は公正価値を測定する際の単一かつグローバルな会計基準を確立するという目標の大半を達成しました。

公正価値の新しい定義

IFRS第13号では、公正価値を以下の通り定義しています。

測定日に市場参加者間における秩序ある取引で、資産を売却することにより受け取るであろう価格、もしくは負債を移転することにより支払うであろう価格。

この新しい定義には、さまざまな概念が含まれています。初めに、公正価値は「出口」価格であることを明確にしています。例えば、負債の決済ではなく負債の移転と表現しています。2つ目に、秩序ある売却または移転(すなわち、強制取引または清算売却ではない)を想定しています。3つ目に、明確に「市場参加者」という用語を使用し、公正価値が市場に基づく概念であることを強調しています。最後に、公正価値とは測定日(例えば、企業結合における取得日、あるいは反復・継続的な公正価値測定における期末日)の現在価格であることを明確にしています。



実務上の留意点ー取引価格および「デイワン(day 1)」の公正価値

IFRS第13号では、取引価格(例えば、資産を取得するために支払った価格)は多くの場合、当初または「デイワン」(初日、すなわち取引を行ったその日)の公正価値と等しいことを示しています。しかし、必ずそうであるとは限りません。このことは、特に金融資産および金融負債に関して該当し、IAS第39号「金融商品:認識および測定」においては、取引価格と当初または「デイワン」の公正価値が等しくない場合(極めて限られた状況においてのみ反証可能である)が示されています。

取引価格が「デイワン」の公正価値と等しくない可能性がある場合の例として以下のような取引が挙げられます。

- ・ 関連当事者間における取引
- ・ 強制または強要される状況(例えば、売手が厳しい財政難に陥っている場合)で行われる取引
- ・ 同一項目(株式など)を大量に保有するものの、会計単位は1つ1つの項目である取引
- ・ 主要な(または最も有利な)市場ではない市場における取引

上記の状況では、企業はデイワンの公正価値を決定するために評価技法を使用しなければならない場合があり、デイワンの公正価値と取引価格とで相違が生じることになりえます。当該相違は—他のIFRSで異なった処理(繰延処理または資産計上等)を行うよう要求されていない限り—損益に影響を与えらると思われます。金融資産および金融負債に関しては、IAS第39号ならびにIFRS第9号「金融商品」ではしばしば、こうした相違を繰延処理するよう求めています。

取引価格がデイワンの公正価値と等しい場合でも、IFRS第13号では観察不能なインプットを使用している場合には評価技法の改良を要求しており、次第にそうした項目は公正価値に評価が近づくことになります。

本分野におけるIFRS第13号のガイダンスについては、ビッド価格・アスク価格・スプレッド(後述の説明をご覧ください)に関する規定と併せて検討しなければなりません。

実務上の留意点—評価専門家との連携

公正価値を見積る手助けに外部の評価専門家を利用している企業は、使用する基礎および方法をIFRS第13号と整合させる必要があります。

もう少し説明を加えると、「公正価値」という用語は専門の評価基準で使用されていますが、その定義はIFRS第13号とは異なっている可能性があります。例えば、「国際評価基準」(IVS: International Valuation Standards)では、公正価値を相乗的価値などの要素を考慮に入れる場合に公正な金額と定義しています。一方、IFRS第13号の定義は、どちらかというIVSの「市場価値」の概念とより整合しています。用語に相違はあっても、市場参加者の観点を取り入れることは、IFRS第13号におけるその他の多くの概念および技法(「最有効使用」の概念など)と同様、評価専門家がよく行うことです。

しかし、IFRS第13号には評価専門家にとって馴染みが薄い、もしくは直感に反する原則や規定も含まれています。こうした中には、評価の問題というよりも、主として会計概念といえる規定が含まれています。そのため、経営者は、何が財務報告目的として求められているのか明確かつ共通の理解が得られるべく評価専門家が詳細に至るまで十分に把握できるようにする必要があります。

この点に関して検討すべき項目は状況によって異なりますが、いくつかの例を以下に示します。

- ・ 公正価値測定が必要とされる項目を特定する(例えば、企業結合においてIFRS第3号の認識規定を満たす資産および負債)
- ・ 会計単位の問題—つまり、評価が1つ1つの資産または負債なのか、そうではなく現金生成単位のような項目グループに関するものであるか否か
- ・ 評価に際して考慮すべき資産または負債の特徴—使用または売却に際して制限がありそれを考慮すべき場合など
- ・ 参照市場—例えば、通常使用する市場と同様、企業がアクセス可能もしくは不可能な単一(または複数)の市場を識別する
- ・ 過去の事例ではなく、より観察可能で定量的な証拠により裏付けされた評価が必要である
- ・ 資産の潜在的な代替的使用に関する考慮を評価に含めなければならない場合
- ・ 負債を評価する際に未履行リスクの影響を含める

要するに、評価専門家と効果的に連携するためには、時宜を得た、明瞭な意思疎通が重要となります。もちろん、財務諸表上の金額に関する責任は経営者にあります。

公正価値を決定する基本的な背景を設定した後、IFRS第13号では以下の事柄を考慮してさらに詳細な説明を行っています。

- ・ 資産または負債の特徴
- ・ 取引が行われると仮定する市場(参照市場)
- ・ 非金融資産への適用
- ・ 負債および企業自身の発行した資本性金融商品への適用

以下では、上記の事柄の考察に進んでいきます。

資産または負債の特徴

資産または負債のどのような特徴(例えば、資産の状態や所在地および資産の使用または売却に際しての制限など)を考慮するのかわによって、その評価額は異なってきます。IFRS第13号においては、こうした要素が次の2つの条件をいずれも満たしている場合には、公正価値を見積る際に考慮に入れます。すなわち、(i)問題となっている資産または負債それ自体の特徴(その資産・負債を保有する企業の特徴ではなく)であるか、(ii)市場参加者の価格決定に影響を与えるか。

資産の売却に関する制限(いわゆる「ロックイン」制限を含む)について考慮すべき重要な要素は、市場参加者が資産を取得したと仮定した場合に同様の制限が課されることとなるかということです。このことは、その制限が資産の契約条件の一部であるのか、もしくは個別に企業に固有の取決めから生じているのかということによります。

これに対して、負債の公正価値の測定にあつては、IFRS第13号では移転を妨げる制限に関して調整することを禁じています。そうした制限は多くの負債の特徴であるので、このIFRS第13号の規定は注目すべき点です。

下表は、こうしたガイダンスを実務においてどのように適用するのかわを示しています。

ガイダンスの実務における適用—制限

状況	公正価値への影響
・ 企業は持分株式(金融資産)を保有しており、少なくとも12ヶ月間は売却しないことを発行企業に同意した	無
・ 慈善団体は公園としてのみの使用目的で寄付された土地を有しているが、資金を調達するために売却することは可能で、買手にその制限が移転することはない	無
・ 企業は、電力会社が電力ケーブルを敷設できる法的権利を認められている土地を保有している	有

3つの状況のそれぞれにおいて、市場参加者が影響を受けるであろう場合にのみ、公正価値は制限によって影響を受けます。

実務上の留意点—輸送費用および取引費用

IFRS第13号では、取引費用(販売代理店によって請求される手数料)は資産または負債の特徴ではないとみなされているため、公正価値に対する影響はありません。

一方、所在地を資産の特徴として考慮している場合には、輸送費は公正価値を構成(控除)します。このことは実物資産についてあてはまります。例えば、主要な市場または最も有利な市場(次ページをご覧ください)が輸出市場であり、輸出する商品が当該市場所在地におけるベンチマーク価格を使用して評価される場合です。

参照市場

IFRS第13号は市場の視点を重視するので、公正価値を検討すべき資産または負債に複数の市場が存在する場合、どの市場を参照すべきか問題となります(「参照市場」の概念)。IFRS第13号では、資産を売却する、もしくは負債を移転する取引は以下の市場で行われると仮定します。

- ・ 主要な市場において
- ・ 主要な市場が存在しない場合には、最も有利な市場において

主要な市場とは、その資産または負債に関して最大の取引量および取引水準を有する市場のことをいいます。最も有利な市場とは、取引費用および輸送費用を考慮した後、資産を売却することにより受け取るであろう金額、もしくは負債を移転することにより支払うであろう金額を最大化する市場のことをいいます。最も有利な市場では、必ずしも最も高い公正価値が示されるわけではないことに注意する必要があります。公正価値には取引費用が含まれないためです。

多くの場合、主要な市場は最も有利な市場であり、企業が実際に使用するであろう市場でもあるとIASBは考えています。そのため、企業はあらゆる可能な市場に関して徹底した調査を行う必要はありませんが、合理的に入手可能な情報はすべて考慮に入れる必要があります。

実務上の留意点—参照市場

IFRS第13号の参照市場に関するガイダンスを適用する際に、企業は以下の事柄を考慮しなければなりません。

企業が実際に使用する市場

反証がない限り、企業が通常、取引(資産の売却または負債の移転)を行う市場は主要な市場であると仮定され、主要な市場が存在しない場合には、最も有利な市場であると仮定されます。

特定の市場へのアクセス

企業がアクセスできない市場は参照市場として使用されないため、主要な市場または最も有利な市場というものはアクセス可能な市場のなかから識別します。例えば、デリバティブ商品进行评估する場合に、デリバティブ取引を行う銀行はディーラー(インターバンク)市場を参照しますが、一般の商業を営む企業がそうした市場にアクセスすることは困難です。

観察可能な市場の存在

公正価値で評価される資産ならびに負債でもその多くは購入および売却されることはまれである(場合によっては購入や売却が一切行われぬ)、もしくは企業結合などの大規模な取引の一環としてのみ購入および売却されます。実際のところ、多くの負債には、移転を妨げる制限が課されています。そのような場合、企業はやはり「市場参加者の観点」を取り入れる必要があるものの、参照市場は仮想的なものとなります。例えば、企業結合において顧客関連の無形資産の評価を行うにあたり、取得企業は潜在的な市場参加者(競合他社など)のタイプを仮想し、そうした市場参加者の観点と整合性のある仮定を設定する必要があります。

活発でない市場に関するガイダンス

IFRS第13号には、「活発な市場」の定義および市場活動が大幅に低下したかを評価するガイダンスが示されています。これは主に、取引がなされ、公表価格が入手可能な金融資産と関連があります。市場が定義された通り「活発」な場合には、公表価格をレベル1のインプットとして分類し(公正価値ヒエラルキーに関するガイダンスをご覧ください)、公正価値として使用しなければなりません。市場活動が大幅に低下した場合、公表価格を調整する、または評価技法の変更を余儀なくされる場合もあります。こうした問題は、前回の世界的な金融危機において注目を集め、最近ではギリシャやその他のソブリン債に関連して依然として論争の的となっています。

IFRS第13号では、そのような市場活動の低下が生じているかどうかを判断する上で検討すべき多くの要素が提示されています。もっとも、取引量および取引水準の減少それ自体では、取引価格または公表価格が公正価値を表していない、もしくはそうした市場における取引に秩序がないとはIFRS第13号では考えていません。

そこで、秩序のない取引とはどういうものか識別する上で役立つよう、ガイダンスが提供されています。

取引価格に秩序のないことが表わされている状況としては、以下の事柄が挙げられます。

- ・ 通常と同水準のマーケティング活動を行うことができるほどに市場に十分なエクスポージャーがなかった。
- ・ 通常のかつ慣習的なマーケティング活動を行うことができる期間はあったものの、一人の市場参加者とのみ取引を行っていた。
- ・ 投げ売り(すなわち、売手が破綻しているか破綻寸前である、または管財人の管理下に置かれている)
- ・ 強制売却(例えば、売手は規制上または法律上の要件を満たすために売却せざるを得ない)
- ・ 他の直近の取引と比較した場合に、取引価格が異常な値を示している

取引に秩序がない場合には、公正価値を測定するにあたり、観察された取引価格の修正または他の評価技法が必要となる可能性があります。

非金融資産への適用

IFRS第13号では、非金融資産の公正価値を測定するにあたり、資産の最有効使用を考慮するとしています。非金融資産の最有効使用においては、以下の条件を満たす必要があります。

- ・ 物理的に可能である
- ・ 法的に許容される
- ・ 財務的に実行可能である

金融資産は具体的な契約条件を有しているため、代替的な使用方法がなく(金融資産の特徴に変更がある場合に限り、異なった使用方法がありえる)、最有効使用の概念は金融資産には適用されません。また、負債にも適用されません。

非金融資産の評価の前提

非金融資産の最有効使用では、公正価値を評価する際に、単独で測定すべきかまたは他の資産(ないしは他の資産および負債)と組み合わせてグループとして測定すべきか(「評価の前提」)について示しています。

このような前提のもとでの公正価値測定において、資産の最有効使用が他の資産または他の資産および負債と組み合わせて当該資産を使用することであると仮定する場合は、市場参加者はすでにそうした補完的な資産および関連する負債を保有していると想定します。この想定がない場合には、IFRS第13号の出口価格によるアプローチのもとでは、一部の極めて特殊性の高い資産および仕掛品などの項目をスクラップ価値で評価することになりかねないので、この想定が必要とされるのです。

実務上の留意点—最有効使用

評価技法へのインプットは、非金融資産をどのように使用するかの仮定によって異なる場合があります。IFRS第13号では、公正価値を市場参加者の観点から測定するため、資産の所有者による現在の使用方法は、他の市場参加者がその資産を異なった方法で使用するであろう場合には、適切ではないことも考えられます。例えば、取得企業は競合他社によって使用されるのを防ぐことを目的に無形資産を保有するため、その無形資産は防御的価値(競争力の保護)を有する場合があります。しかし、他の市場参加者が資産を同様に使用しない限り、無形資産の防御的価値については、資産の公正価値を算定するにあたり考慮するのは適切ではありません。もっとも、IFRS第13号では、非金融資産の現在の使用状況が最有効使用でないことを示す証拠がない限り、企業はその資産のその他の潜在的な使用方法の徹底した調査を行うことを要求していません。

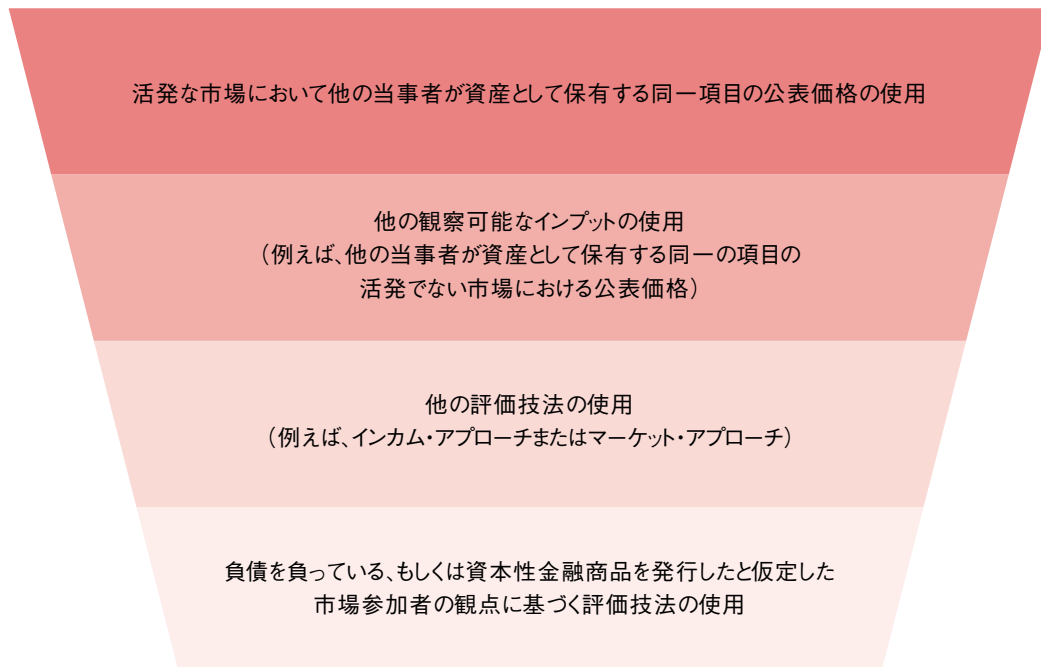
最有効使用の原則は、最も有利な市場および評価の前提に関するガイダンスと併せて適用しなければなりません。また、資産同士の相互作用についても評価する必要があります。例えば、工業用建物を有する土地を評価する際に、更地による別の使用の方が土地のみの価値が上がる場合もあります。この場合には建物の価値はゼロということになります。しかし、土地と建物とを合わせた場合には、現在の使用に基づく合算価値の方が高くなるでしょう。その場合、現在の使用は最有効使用となります。

負債および自社の発行した資本性金融商品への適用

負債および自社の発行した資本性金融商品の公正価値の測定は、そうした項目を移転する際の公表価格が入手できないために、問題となりえます。

IFRS第13号では、公表価格を入手できない場合には、同一の金融資産を資産として保有する市場参加者の観点から公正価値を測定する必要があるとしています。効率的市場においては、他の当事者が資産として保有している負債の価格は、対応するその資産の価格と等しくなければならないという論理に基づいています。公表価格を入手できず、他の当事者が同一の金融資産を資産として保有していない場合には、IFRS第13号では、企業に評価技法を使用するよう求めています。評価技法は、その負債を負っていると想定した、またはその資本性金融商品を発行したと想定した市場参加者の観点に基づいて、適用する必要があります。

IFRS第13号の階層的なアプローチは、以下のように図解できます。



評価技法

IFRS第13号では、公正価値を測定する際の評価技法の使用に関するガイダンスを提供しています。本基準では、広範に利用される3種類の評価技法(下表をご覧ください)を提示しており、企業は公正価値を測定するにあたって、3つのうち1つまたは複数のアプローチと整合した評価技法を使用しなければならないとしています。

これら評価技法のうち、1つのみを使用することが適切な場合があります。また、複数の技法の使用が適切な場合もあります(例えば、現金生成単位を測定する際)。評価技法を使用する際に、IFRS第13号では、企業は適合する観察可能なインプットを最大限に使用し、観察不能なインプットの使用を最小限に抑えなければならないことを強調しています。具体的なガイダンスが、以下を含む問題のある分野について提供されています。

- ・プレミアムとディスカウントの適用
- ・ビッド価格とアスク価格

広範に利用される3種類の評価技法

名称	技法
マーケット・アプローチ	・ 同一のまたは比較可能な(すなわち類似の)資産および負債、または資産グループおよび負債グループ(事業)の市場取引によって生み出される価格ならびにその他の関連情報を使用する評価技法
コスト・アプローチ	・ 資産のサービス能力を再調達するために現在必要となる金額(現在再調達原価と称される場合が多い)を反映させる評価技法
インカム・アプローチ	・ 将来の金額(例えば、キャッシュ・フローまたは収益および費用)を単一の現在(すなわち割引後)の金額に変換する評価技法。公正価値測定では、そうした将来の金額に対する現在の市場の期待を反映させる。 ・ 例えば、現在価値技法、オプションプライシングモデル、超過収益法など

実務上の留意点—ビッド価格とアスク価格

ビッド価格とは潜在的な買手が(資産に関して)支払ってもよいと考える最も高い価格であり、アスク価格とは潜在的な売手が受け入れる最も低い価格のことをいいます。その差額が、ビッド・アスク・スプレッドです。一部の市場(例えば、ディーラー市場)では、ビッド価格とアスク価格の両方が公表されています。こうした価格を公正価値を測定する際のインプットとして使用する場合、スプレッド(買値と売値の開き)の範囲内のどの位置が正しい公正価値なのでしょうか。表面的には、資産に対しては常にビッド価格を使用すべきであり、負債に対してはアスク価格を使用すべきであるようにみえます。しかしIFRS第13号では、以下のより柔軟性あるガイダンスを提供しています。

- ・ 報告企業は、ビッド・アスク・スプレッド内で公正価値を最もよく表している価格を使用しなければなりません。
- ・ 資産ポジションに対するビッド価格の使用および負債ポジションに対するアスク価格の使用は容認されているものの、要求はされていません。
- ・ 市場参加者が使用する仲値またはその他の値付け慣行については、ビッド・アスク・スプレッド内の公正価値測定における実務上の便宜的な手法としてその使用が妨げられることはありません。

「真の」ビッド・アスク・スプレッドが存在するという主張は、当初の公正価値は取引価格と等しい場合が多いというIFRS第13号の指摘と折り合うことが難しいように思われます。これは、他はすべて同等として、企業は資産を(より高い)アスク価格で購入して、(より低い)ビッド価格で売却することもありえるからです。このことを説明する一つの考え方は、ビッド価格とアスク価格との差額は取引費用(ディーラーの利鞘)であると見なすというものです。



プレミアムとディスカウントの適用

IFRS第13号では、公正価値測定に際して、企業は市場参加者が考慮するであろう資産または負債の特徴と整合したインプットを選択するよう求めています。本基準では、これにより、資産または負債の特徴を反映するためにプレミアムないしはディスカウントによる調整(修正)が必要な場合もあるとしています。

活発な市場における公表価格が資産または負債に関して存在する場合、何ら修正することなくそうした価格を使用します。しかし、ほとんどの場合、そのような価格が存在することはなく、市場参加者が資産または負債の取引においてプレミアムまたはディスカウントを考慮するであろう場合には、公正価値測定にそうしたプレミアムまたはディスカウントを含める必要があります。一つの例としては、支配持分の公正価値を測定する際に、支配プレミアム(コントロール・プレミアム)を含めることが挙げられます。

プレミアムまたはディスカウントが、保有しているものの特徴(上記の支配持分の特徴など)からではなく、企業が保有するサイズを反映したものの場合には、そうしたプレミアムまたはディスカウントを公正価値測定に含めるべきではありません。大量保有要因(blockage factor)が一つの例として挙げられます。大量保有要因とは、株式市場において通常1日で取引される出来高が企業が保有している大量の株式を市場で吸収することができないため、資産または負債の公表価格を修正することです。

修正が容認される場合

- ・ 以下の修正については容認されています
 - 会計単位と整合している修正
 - 資産または負債の特徴を反映する修正

修正が容認されていない場合

- ・ 大量保有要因—企業の保有するサイズがもたらすプレミアムまたはディスカウント

会計単位

IFRS第13号では、プレミアムまたはディスカウントが会計単位と整合していない場合には、それらを公正価値測定に含めるべきではないとしています。会計単位自体については、IFRS第13号では規定していません。会計単位をいかに決定するかは、他のIFRSの適用において規定されることとなります。

例えば、IAS第39号「金融商品:認識および測定」に従っている金融商品については、会計単位とは通常、個々の金融商品のことです。一方、他の基準の適用によって、会計単位は資産(または資産および負債)グループである場合があり、例えば、IAS第36号「資産の減損」に基づいて、現金生成単位の回収可能額については、売却費用控除後の公正価値を参照することによって決定します。しかし、特定の基準において会計単位が明確になっていない場合には、問題が生じるおそれがあります(次ページの例をご覧ください)。

会計単位

状況	会計単位
・ IAS第39号に基づき売却可能投資として分類される大規模な上場会社に対する100株	・ 1株ごとを会計単位とする。
・ 被取得企業における100株で構成され、IFRS第3号に基づき公正価値で測定される10%の非支配持分	・ 一般的に、非支配持分全体を会計単位とする(ただし、レベル1のインプットへの修正は認められていない)。
・ 親会社の個別財務諸表でIAS第39号に基づき公正価値で測定される100株で構成される非上場子会社に対する100%の保有持分	・ 一般的に、支配持分全体を会計単位とする。



公正価値ヒエラルキー

IFRS第13号では、公正価値の階層(ヒエラルキー)を定めており、そこでは公正価値を測定するにあたり使用される評価技法へのインプットを3つのレベルに分類しています。これまで金融商品にのみ適用されていた本規定は、公正価値の測定および関連する開示について、整合性と比較可能性を向上させることを目的としています。ヒエラルキーの3つのレベルとは以下の通りです。

- ・ レベル1のインプットは、企業が測定日にアクセス可能な活発な市場における同一の資産または負債の公表価格(修正をしない価格)です。
- ・ レベル2のインプットは、レベル1に含まれる公表価格以外で、資産または負債に関して直接的ないしは間接的に観察可能なインプットです。
- ・ レベル3のインプットは、資産または負債に関して観察不能なインプットです。

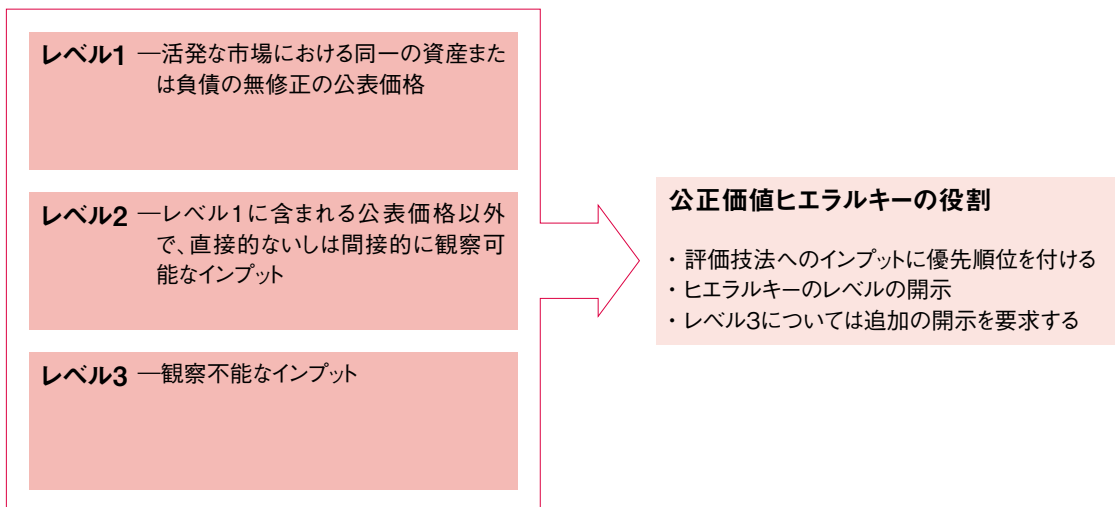
公正価値ヒエラルキーの適用の例示

インプットの例	属するヒエラルキーのレベル
主要な証券取引所で取引される企業の上場株式	レベル1
非上場企業の非上場株式の評価においては、さまざまな観察不能なインプットとともに類似の上場競合他社による株価収益率を使用する	レベル3
公表価格を用いて市場で取引されている債券で、最近の取引がほとんどなく、直近の取引は報告日の2週間前であった。評価においては過去2週間の観察可能な市場動向で調整された公表価格を使用する。	レベル2
投資不動産で、類似の不動産に関する観察可能な1平方メートル当たりの価格を固有の性格により修正して評価する	レベル2またはレベル3(修正に応じて)

レベル1のインプットは最も信頼性の高い公正価値の測定基準であり、そのためヒエラルキーにおいて最も高い優先順位が与えられています。一部の限られた場合(特別な要件が適用される)を除き、入手可能な場合にはレベル1のインプットを調整せずに使用しなければなりません。

IFRS第13号では、金融商品および非金融商品の両方の公正価値測定のインプットに関して3つのレベルの公正価値ヒエラルキーを設定している。こうした規定は、これまでは金融商品に対してのみ適用されていた。

公正価値測定で使用されるインプットには、ヒエラルキーのうちの1つのレベルのみに分類されるものもあれば、複数のレベルにまたがるものもあります。複数レベルの場合には、全体の測定からみて重要な最も低いレベルのインプットの属するレベルの公正価値ヒエラルキー区分にその公正価値測定の全体を分類します。



開示

IFRS第13号では、公正価値測定に関する包括的な開示フレームワークを示しています。このフレームワークは、財務諸表の利用者が、公正価値測定のために採用された評価技法および測定プロセスのなかで使用されたインプットを評価するのに役立つことを目的としています。

下表を見ても分かる通り、要求される開示は上記で説明した公正価値ヒエラルキーにより異なり、ヒエラルキーの低い方のレベルに属するほど開示要請は増加します。

また、反復・継続的な公正価値測定（各報告日に公正価値に基づいて測定）と非継続的な測定（特定の状況によってのみ生じる測定）とを区別しています。重要な観察不能な（レベル3）インプットを含む反復・継続的な公正価値測定では、報告期間において公正価値測定が損益またはその他の包括利益に与えた影響について開示する必要があります。

財政状態計算書上において公正価値で測定されていないが公正価値が注記開示されている各種の資産および負債にも、開示規定が適用されます。

IFRS第13号の開示規定の概要

	反復・継続的	非継続的
全般的な開示規定 ・ 期末における公正価値 ・ 公正価値による測定の理由	✓	✓
公正価値ヒエラルキーに関する全般的な開示 ・ 評価がいずれの公正価値ヒエラルキーのレベルに属するのか* ・ ヒエラルキーのレベル間において振替が行われたとみなすか否かに関する方針 ・ ヒエラルキーのレベル間における振替をした理由 ・ ヒエラルキーのレベル2とレベル3に分類される公正価値測定で使用された評価技法およびインプットの説明*	✓ ✓ ✓ ✓	✓ ✓ ✓ ✓
レベル3の評価に固有の公正価値ヒエラルキーの開示 ・ 公正価値測定で使用された重要な観察不能なインプットに関する定量的情報* ・ 公正価値の変動に係る調整、以下の事項に起因する変動を個別に開示する — 当期純利益に認識された利得または損失の総額、およびそれらが認識された勘定項目 — その他の包括利益で認識された利得または損失の総額、およびそれらが認識された勘定項目 — 購入、売却、発行および決済額 — レベル3への振替額またはレベル3からの振替額 ・ レベル3の範囲での測定において未実現利得または未実現損失の変動によって当期純利益に含まれた利得または損失の総額 ・ レベル3の測定に使用された評価プロセスの説明 ・ レベル3の測定に対する感応度分析の記述による説明 ・ 観察不能なインプットを変更したと仮定したら公正価値が大幅に変動することとなる場合のその影響	✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓	✓ ✓ ✓ ✓
その他の開示規定 ・ 非金融資産に関して、最も有効使用方法が現在の使用方法と異なる場合にはその理由の説明 ・ 公正価値で測定され、分離できない第三者の信用補完とともに発行された負債に関して、そうした信用補完の存在および当該信用補完がその負債の公正価値測定に反映されているかどうか ・ ネットポジションに基づいて金融資産と金融負債のグループを測定するという例外を適用した場合には、その事実の開示	✓ ✓ ✓	✓ ✓ ✓

*公正価値で測定されていないが、財務諸表で公正価値が注記開示されている資産および負債についても開示を行う必要があります

実務上の留意点—開示

さまざまな要素が必要とされる開示の量や種類に影響を与えます。特に、以下の事項が影響を与えます。

当初認識時の公正価値

当初認識時にのみ要求または容認される公正価値については、IFRS第13号の開示から除外されています。当初認識時における公正価値の例としては、以下のものが挙げられます。

- ・ IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」に基づいて、公正価値をIFRSの当初適用時のみなし原価として使用する。
- ・ IFRS第3号「企業結合」に従って、企業結合において取得した資産および引き受けた負債の大部分を公正価値で測定する。
- ・ IAS第39号(またはIFRS第9号)に基づいて、償却原価で事後測定される金融資産および金融負債に関する当初認識を行う。

公正価値ヒエラルキーのレベル

前ページの表を見て分かるように、公正価値ヒエラルキー内の異なるレベルに応じて、開示要請に重要な相違が生じます。特に、レベル3の測定に対して拡充した開示が求められています。財務諸表利用者がそうした測定に係る信頼性のある程度把握する上で手掛りとなるためです。

こうした開示は一部の企業にとっては負担となる場合があります。例えば、不動産評価に関して、その評価が、活発でない、もしくは透明性に欠ける不動産市場に対して行われる場合、ヒエラルキーのレベル3に分類される可能性があり、それにより上記の拡充した開示が必要となります。

反復・継続的または非継続的な公正価値測定

開示内容によっては、反復・継続的な公正価値測定として要求されるが、非継続的な公正価値測定としては要求されないものもあり、また、その逆のものもあります。反復・継続的な測定の例としては、IAS第39号におけるデリバティブおよびその他のトレーディング目的で保有する金融商品に係る公正価値が挙げられます。非継続的な公正価値測定の例としては、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産および廃止事業」に基づいて非流動資産を売却目的保有として分類する際およびIFRIC解釈指針第17号「所有者に対する非現金資産の分配」に基づいて所有者に対して現金以外の分配を行う際に必要な測定が挙げられます。

実務上の留意点—移行

既存の公正価値ガイダンスからIFRS第13号に移行する際に、企業は以下の事を行います。

- ・ 比較対象期間の期首ではなく、IFRS第13号を適用する事業年度の期首(すなわち、早期適用せずに期日通りに適用すると仮定して、12月31日が年度末である企業に関しては2013年1月1日)に新しい測定ガイダンスを適用します。
- ・ 移行の結果生じる相違については、会計上の見積りの変更と同様に処理します(例えば、変更によりIAS第40号の公正価値モデルに基づき測定された投資不動産に関する損益または売却可能金融資産に関するその他の包括利益が影響を受けます)。

適用日

IFRS第13号は、2013年1月1日以降開始する事業年度から適用されます。早期適用は認められていません。

本基準の規定は、将来に向かって適用される予定です(上記をご覧ください)。本基準の開示規定については、本基準の当初適用年度より前の年度において提供された比較情報に対しては適用する必要がありません。

終わりに

IFRS第13号により、現行の慣行がさまざまに変更されることになりそうです。最後に、検討すべき主要な点をいくつか示します。

- ・ 公正価値は「出口価格」という用語で定義されている。
- ・ 取引価格は公正価値を必ずしも表しているわけではない。
- ・ 公正価値を測定する際には、観察可能なインプットに優先順位が与えられている。
- ・ 非金融資産については、可能な別途の使用方法を考慮する必要がある。
- ・ 負債および自社の発行した資本性金融商品に係る評価について明確なガイダンスが示されている。
- ・ 拡充されより改善された開示規定が適用される。
- ・ 非金融商品の項目が階層的な公正価値開示に含まれる。



www.gti.org

© 2011 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All right reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド(グラント・ソントン・インターナショナル)とメンバー・ファームは、世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。